

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3009号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

「平成8年度国土調査特定区特定町特定地番A、特定地番Bにかかる地籍図（合筆前のもの）（父 X記載のもの）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3009号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3009	令和2年12月28日	令和3年1月8日	令和3年4月6日	令和3年5月7日	個人	市長

### 3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3009	「平成8年度国土調査特定区特定町特定地番A、特定地番Bにかかる地籍図（合筆前のもの）（父 X記載のもの）」（以下「本件保有個人情報」という。）	非開示 <b>不存在</b> （地籍図には合筆後の筆が記載され、合筆前の筆については記載が残されていないことから、当該請求に係る文書は作成しておらず、保有していないため）	原処分妥当

### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3009	<b>《答申に当たっての適用条例について》</b> 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3009</p>	<p>づき審議することとする。</p> <p><b>《国土調査に係る事務について》</b></p> <p>環境創造局総務部地籍調査課では、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に定める地籍調査を行っている。地籍調査は、同条第5項において「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう」と定められている。</p> <p>また、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第3章の規定に基づき一筆地調査を行い、その際、準則第23条第1項に定めるとおり、調査対象の土地の筆界について現地調査を行う。</p> <p>調査の際に、所有者及び地目を同じくする二筆以上の土地が同一地番区域内において字を同じくして接続し、かつ、それらの筆界を現地について確認することができない場合は、当該土地の所有者の同意を得て合併があったものとする（準則第25条第1項）。調査後、現地の筆界点の位置を求める地籍測量を行い（準則第37条第2項）、その結果を用いて地籍図原図という地図を作成する（準則第41条）。地図は作成後、その旨を公告した日から20日間、一般の閲覧に供され（法第17条第1項）、閲覧の際に誤り等があると申出があった場合（同条第2項）、その申出が事実であると認められるときには、国土調査を行った者は地図を修正する（同条第3項）。同条の規定による手続が終了したとき、地籍図原図は地籍調査の成果としての地籍図となる（準則第89条第1項）。</p> <p><b>《本件処分について》</b></p> <p>ア 実施機関の個人情報本人開示請求の解釈</p> <p>審査請求人から、令和元年12月から令和2年12月にかけて計8回、特定地番Aやその周辺の地籍調査に関する保有個人情報の個人情報本人開示請求があり、そのうち令和2年6月には「特定地番C 特定地番Dに関する一切の書類」、同年8月には「特定地番Aに関する一切の書類」との個人情報本人開示請求があり、請求内容に係る保有個人情報は全て開示した経緯を踏まえて、実施機関は、本件処分に係る個人情報本人開示請求において審査請求人が開示を求める保有個人情報は、準則第89条1項に規定される地籍図と解し、地籍図には合併前の筆については記載が残されていないことから、当該保有個人情報は作成しておらず、保有していないため、不存在と判断した。</p> <p>イ 本件処分の妥当性</p> <p>(ア) 審査請求人は、「平成8年度国土調査 特定区特定町特定地番A、特定地番Bにかかる国土調査法第二条で規定する地籍調査の成果による地図（合筆前のもの）（父 X 記載のもの）」を請求している。</p> <p>開示請求書に「地籍調査の成果による」との文言があることからすれば、地籍調査の成果である地籍図が対象保有個人情報であると考えられる。</p> <p>しかし、実施機関が説明するとおり、地籍図は合併後の筆界線が描かれるものであって、合併前の地籍図は存在しない。</p> <p>(イ) 次に、審査請求書に関する補足説明書には「地積図」との文言があるが、実施機関の説明によれば、「地積図」という図面はそもそも存在しない。</p> <p>また、「地積図」を地積測量図と解しても、地積測量図は国土調査では作成することになっていないとのことである。</p> <p>このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見当たらない。</p> <p>(ウ) したがって、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。</p> <p><b>《その他審査請求人の主張に関連する保有個人情報について》</b></p> <p>ア 存在する保有個人情報</p> <p>審査請求人の主張からすると、審査請求人は、特定地番A及び特定地番Bに係る i 合併前の地図又は ii 地図に類する保有個人情報及び図面並びに iii 特定地番Aについての平成8年度国土調査及び特定地番Bの合併により特定地番Aの面積が変化した経過に関する</p>

答申 番号	判断の要旨
3009	<p>保有個人情報及び図面（以下「国土調査の経過に関する保有個人情報及び図面」という。）の開示を求めていることも考えられる。</p> <p>このように解した場合、特定地番A及び特定地番Bに係る①調査図素図、②調査図、③地籍調査票、④地籍図、⑤筆界点番号図及び⑥筆界点成果簿という保有個人情報が存在する。</p> <p>しかし、これら各保有個人情報は、開示請求書の文言からすれば開示請求の対象には含まれないと解する実施機関の判断は、不合理とはいえない。なお、これらの保有個人情報については、過去の開示請求において審査請求人に開示済である。</p> <p>イ 不存在の保有個人情報</p> <p>さらに、審査請求人の主張に関連する可能性のあるその他の保有個人情報の存否について実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 現地調査用の地籍調査票（《その他審査請求人の主張に関連する保有個人情報について》アの③地籍調査票とは別のもの）については、その様式が定められたのは平成14年であり、平成8年当時は定められていなかったため、本件では現地調査用の地籍調査票は存在しない。</p> <p>(イ) 準則第74条第2項の筆界点番号図（《その他審査請求人の主張に関連する保有個人情報について》アの⑤筆界点番号図とは別のもの）については、少なくとも現存しておらず、その図面が作成されていたか否かは、記録が残っていないため不明である。</p> <p>(ウ) 平成8年当時における、《その他審査請求人の主張に関連する保有個人情報について》アの①調査図素図、②調査図以外で合併前の状況が描かれている図面は、少なくとも現存しておらず、その図面が作成されていたか否かは、記録が残っていないため不明である。</p> <p>(エ) 特定地番A及び特定地番Bの合併前の測量に関する保有個人情報及び図面については、《その他審査請求人の主張に関連する保有個人情報について》アの⑤筆界点番号図のうち、特定地番Aにおいて、合併前の筆界点は描かれていないことから、測量は合併された筆に対し行われていたと考えられるため、存在しない。</p> <p>(オ) 平成8年当時は、現在の地籍調査では行われている、事前に現地の境界杭・塀などの位置を調査する現況測量並びに公図及び地積測量図から境界を復元する復元測量は行っていないため、現況測量及び復元測量に関する測量資料は存在しない。</p> <p>(カ) このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見当たらない。</p> <p><b>《その他》</b></p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

#### （本人開示請求に対する決定等）

#### 第25条（第1項省略）

- 2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881